

(変更)

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	5 - 3
法令名	中小企業団体の組織に関する法律	根拠条項	5の23 - 4	
許認可等	協同組合の合併の認可			
1 根拠規定(許認可要件) 合併は、知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 知事は、合併の手続又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと、事業を行うために必要な経済的基礎を有すること、協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであることが認められるときは、合併の認可をしなければならない。				
2 審査基準 協業組合の合併の認可に当っては、次の要件を満たすものでなければならない。 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合制度の運用について (平成21年3月30日付け20経第892号愛媛県経済労働部長通知)				
5 合併の認可(法第5条の23第4項) 協業組合の合併の認可については、1に準ずることとし、合併しようとする協業組合の実績等を勘案し慎重に検討する。 <1の(3)> (3) 認可基準は、法第5条の17第2項に規定されているが、第1号の「法令違反がないこと」については、定款、協業計画、事業計画の内容が現に施行されている法令一般に違反することとならないか、発起人及び組合設立同意者全員が組合員となる資格を有し、かつ、組合員になるようとする者であるか、その構成が中小企業者が4分の3以上を占めていることという要件を備えているか、創立総会が適法に開催されたか等を検討する。 第2号の「経営的基礎を有すること」については、所要資金の調達の見込み、役員の経営能力、経済環境等を総合的に判断する。 第3号の「生産性の向上に寄与するものであること」については、協業組合により単に形式的に事業を統合しても協業組合の事業に関して実質的には各組合員が従来どおり独立採算で行うような場合には、本号には該当しないものであり、協業することによってコストの引下げ、能率の増進等生産性の向上に寄与するものであることを証する書面の提出を求める等、協業の成果について検討を行う。 なお、協業組合が一手販売等を行うことにより不当に対価の引上げとなるような場合は、生産性の向上に寄与するものとは考えられず、公正取引委員会からの請求の対象ともなるので特に検討する。 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて (平成24年1月16日付け23経第585号愛媛県経済労働部長通知)				
3 合併認可申請書及び添付書類 合併認可申請手続については、施行規則第86条に規定されているとおりである。提出すべき書類の記載事項は設立の認可の場合におおむね準ずるほか、次により指導する。				
(1) 合併の理由及び経過を記載した書面 合併の理由及び経過を記載した書面には、合併しようとする理由を詳細に記載していること。				